

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月19日 10時30分ごろ
発生場所	愛媛県上島町岩城島南西方沖 岩城港浜防波堤灯台から真方位260° 1,480m付近 (概位 北緯34° 14.4′ 東経133° 07.9′)
事故の概要	プレジャーボート有馬丸は、北進中、また、プレジャーボート新邦丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 有馬丸、5トン未満（長さ6.19m） 273-8671 広島、個人所有 B プレジャーボート 新邦丸、5トン未満（長さ5.85m） 281-20197 愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、操縦席に腰を掛けて約20km/hの対地速力で手動操舵により岩城島南西方沖を西北西進していた。 A 船は、船長Aが菰隠鼻西岸に設置された石像を右方に見ながら右舵を取り、北進した。 A 船は、船長Aが前方至近にB船を認めた直後、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を東方に向けて機関を中立とし、右舷船尾部で釣りをを行いながら漂流中、A船と衝突した。 船長Bは、右舷方から接近するA船を認めたが、これまで他船が漂流中のB船を避けていたので、A船が避けてくれるものと思って漂流を続けていた。
分析	A 船は、船長Aが、菰隠鼻西岸に設置された石像を右舷方に見ながら右舵を取った際、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、船長Bが、右舷方から接近するA船を認めた際、A船が避けてくれるものと思い、衝突を避けるための動作をとらなかったこと

	から、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 漂流中に自船に向けて接近する他船を認めた場合、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。